

枚方市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 15 日

条例第 1 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による人権侵害が存在していることも事実である。

人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまち、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)を推進し、もってすべての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 3 条 [第 1 条](#)の目的を達成するため、市長の附属機関として、枚方市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 人権関係団体等を代表する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 審議会に専門的な事項について調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[平成 16 年規則第 46 号で、同 16 年 9 月 10 日から施行]